

吉賀町

新型コロナウイルス感染症に影響を受ける町内事業者への支援

◆新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者に対して3つの支援を実施致します。

利子補給	【事業名】 吉賀町小規模事業者改善資金利子補給金 (新型コロナウイルス対策マル経)	新規
	【交付対象】 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響があり「マル経運転資金及び設備資金」の融資を受けた、町内に店舗及び事業所を有する事業者。	
	【補給対象経費】 株式会社日本政策金融公庫へ支払った「マル経運転資金及び設備資金」に係る約定利息で補給年限は3年間。	
	【交付率】 補給対象経費の10分の10	
	【交付限度額】 限度額なし	

保証料補給	【事業名】 吉賀町緊急信用保証料補給金	拡充
	【交付対象】 島根県中小企業制度融資「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」の借入を行った、町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者。	
	【補給対象経費】 借入期間5年以上の指定制度融資に関して島根県信用保証協会へ支払った信用保証料。ただし、一括支払分又は分割支払の初回分に限る。	
	【交付率】 補給対象経費の10分の10	
	【交付限度額】 年20万円	

雇用助成金	【事業名】 吉賀町緊急雇用調整助成金	新規
	【交付対象】 令和2年1月24日から令和2年7月23日まで適用される雇用調整助成金(国の補助金)の特例措置の受給者で、町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者。	
	【助成対象経費】 交付対象者が雇用する労働者を一時的に休業させた場合の休業に係る賃金等	
	【交付率】 国の雇用調整助成金の1/4以内	
	【交付限度額】 1ヶ月300万円	

【お問い合わせ先】

令和2年3月31日現在

〒699-5301
吉賀町柿木村柿木500-1
吉賀町役場産業課
TEL:0856-79-2213 FAX:0856-79-2234

